

育休中・復職後等の人材育成に 「キャリア形成促進助成金」 の活用を！

キャリア形成促進助成金は、雇用する労働者に対して職業訓練などを計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する制度です。

当該助成金のメニューとして、**訓練経費に対する助成率を拡充した「育休中・復職後等能力アップコース」を設定**しております。育児休業中・復職後等の労働者に係るキャリア形成のために、ぜひ、ご活用ください。

※この助成金は、全額事業主負担である雇用保険二事業で行われています。

育休中・復職後等能力アップコース

- 外部機関が実施する教育訓練や社内で行うOff-JTにより実施（1コース20時間以上。）し、以下の3点のいずれかに該当すること。

経費助成：中小企業 2 / 3 中小企業以外 1 / 2

賃金助成（1Hあたり）：中小企業 800円 中小企業以外 400円

- ① 3か月以上の育児休業取得中の労働者への訓練
（①は経費助成のみとなります。※賃金助成は対象外です）
- ② 復職後1年以内の労働者への訓練
- ③ 育児等による離職後、子どもが小学校入学までに再就職した労働者で再就職3年以内の労働者への訓練

こんな活用ができます

- 育児休業期間中にも通信講座で育児とのバランスを考慮した訓練を受講させ、**職場復帰に向けた労働者の不安を解消し、円滑な復職を実現。**
- 復職後に労働者に新たなスキルを身につけてもらう訓練を受講させ人材育成をはかることで、**職場復帰後の労働者の定着を支援。**

詳しくは、ホームページをご覧ください。か、お近くの都道府県労働局へ（一部ハローワークでも受け付けるものもあります。）お問い合わせください。

◆インターネットでの検索

キャリア形成促進助成金

検索

◆ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

厚生労働省ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 雇用 > 雇用関係助成金 > 7. 従業員等の職業能力の向上を図る場合の助成金 > キャリア形成促進助成金



育休中・復職後等における キャリア形成促進助成金の活用事例

育児休業中訓練

課題

育休取得者



職場復帰した時に戸惑うことなく業務に従事できるよう、介護報酬の改定など新しい知識を育児休業中に置得しておきたい

事業主



育児休業中に制度改正があったが、できれば職場復帰後も即戦力として働いてほしい。

人材育成

育休中訓練

○訓練コース

介護保険請求
事務講座(5名)

○訓練内容

介護保険制度概要、要介護認定の手続き等
訓練時間32時間
訓練経費30万円
(6万×5名)

○実施方法

通信講座
(自宅学習)

助成内容()内は中小企業以外・成果

○助成率

経費助成 2/3(1/2)

※育休中訓練において、賃金助成はなし。

○助成額 (左記の訓練内容の場合の例)

中小企業

経費助成 20万円

中小企業以外

経費助成 15万円

○成果

育児休業中に訓練を行ったことにより、新制度を理解して復職したため、円滑に業務に従事できた。

キャリア形成
助成金活用

課題

育休取得者



育児休業中は育児に専念したが、復職後も育児と仕事を両立できるように、業務上の新たな能力を身につけたい。

事業主



復職後に新たな分野でも戦力となってもらい、定着してもらいたい。

人材育成

復職後等訓練

○訓練コース

プログラミング

○訓練内容

スマート端末上の開発に必要なプログラミング言語の習得
訓練時間30時間
訓練経費15万円

○実施方法

事業外訓練
(教育訓練機関)

助成内容()内は中小企業以外・成果

○助成率・額

経費助成 2/3(1/2)

賃金助成 1Hあたり800円
(400円)

○助成額 (左記の訓練内容の場合の例)

中小企業

経費助成 10万円

賃金助成 2万4千円

中小企業以外

経費助成 7万5千円

賃金助成 1万2千円

○成果

復職後に訓練を行ったことにより、短時間勤務で成果をあげる新たな分野で業務につき、育児と仕事を両立できた。

キャリア形成
助成金活用

復職後等訓練